



# 職場における安全衛生の取組について ～ 職場でケガや病気にならないために ～

奈良県最低賃金  
時間額 **1051円**  
(令和7年  
11月16日発効)

働きやすい奈良



厚生労働省 奈良労働局 葛城労働基準監督署

事業者の皆様は、次のことを再点検し、安全衛生（労働災害の防止）により一層の取組をお願いします。なお、詳しくは、厚生労働省または奈良労働局のホームページ等をご覧ください。

## ① 労働災害の防止は、事業者の責務です！

～ 事業者の皆様は、自主的・自発的に取り組みましょう ～

- 労働安全衛生法第3条では「事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と規定し、事業主に対し、労働災害を防止するための必要な対策を義務付けています。
- また、労働契約法第5条では「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定し、職場が安全で健康的なものであるよう、必要な配慮をすることを求めています。これを一般的に「安全配慮義務」といいます。万が一にも労働災害が発生した場合、「安全配慮を欠いた」として、事業主は被災労働者やその遺族から損害賠償・慰謝料を請求されることがあり得ます。



## ② リスクアセスメント、安全衛生教育の取組

(リスクアセスメント)

- 職場にどのような危険があるかを見極めることが、労働災害の防止対策を検討する上で重要なことです。そのためにも、まずはリスクアセスメントに取り組みましょう。
- リスクアセスメントとは、事業場にあるリスク（危険性）や有害性を洗い出して特定し、それらを見積もり、優先度を決めて低減措置を検討し、実施して、リスクを低減させることです。
- 労働者、特に非正規雇用労働者（パートタイマー、アルバイトなど）や中高年齢の女性労働者、技能実習生等の外国人労働者、派遣労働者などに対し、新規雇入れ時や配置転換時のみならず、繰り返し安全衛生教育を実施しましょう。



(安全衛生教育)



## ③ 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の取組



- 運動機能が低下する中高年齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などに努めましょう。
- 「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有用です。
- 中高年齢の女性労働者の場合、自治体等が実施する骨粗しょう症検診の受診を勧奨してください。



#### ④ 職場での腰痛予防対策の取組



- 腰痛の発生が比較的多い作業は、「重量物の取り扱い作業」「立ち作業」「座り作業」「福祉・医療分野における介護・看護作業」「車両運転」です。具体的には、急な動作（ひねり等）、中腰・前屈み等不自然な作業姿勢や同じ姿勢での長時間作業、重量物の持ち上げ時に腰痛になる可能性が高いです。
- 作業方法の見直し、腰痛予防を踏まえた作業標準の作成、労働者への腰痛予防教育の実施、ストレッチを中心とした腰痛予防体操の実施などにより腰痛予防に取り組みましょう。特に看護・介護作業では、**ノーリフトケア**（『人力での抱え上げは、原則行わせない。リフトなど福祉機器の活用を促す』という考え方）の導入に取り組みましょう。

#### ⑤ 転倒災害防止対策の取組

- 床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。



#### ⑥ はしごや脚立からの墜落・転落災害の防止の取組

- 脚立の天板での作業や手に荷物を持って昇降したりするのは止め、また、はしごや脚立を使用して作業する際は、「**墜落時保護用**」**保護帽**を着用しましょう。



#### ⑦ 「はさまれ・巻き込まれ」災害、「切れ・こすれ」災害の防止の取組

- 機械のローラー、ベルトコンベアの回転軸・ベルト等に「**はさまれ・巻き込まれる**」災害や、食品加工用機械や刃物による「**切れ・こすれ**」災害が多く発生していますので、これら危険の恐れがある個所には、覆い・囲いを設置する等の**接触防止措置**を講ずる等により安全対策を講じなければなりません。
- 清掃や機械調整するときは、原則として機械を停止させ、完全な停止を確認してから作業に取り掛かってください（機械は、停止スイッチを押した後も、しばらくの間、惰性で動いていることがありますので、すぐに手指を入れると大変危険です）。



#### ⑧ 「熱中症予防キャンペーン（5月～9月）」の取組

- 〔労働安全衛生規則（省令）の改正〕熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応を義務付けます（令和7年6月1日施行）。
- 熱中症を予防するため、作業前日は十分な睡眠をとり、作業前には体調を確認し、作業中はこまめな休憩をとり、定期的に水分・塩分を補給しましょう。
- 身体を暑さに慣らす「**熱への順化**」には、1週間程度必要とされますので、急激に暑くなる梅雨明けや盆休み明けなどは特に注意が必要です。



## ⑨ 自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・配送先・元請事業者の皆様へ 交通労働災害、荷役作業での労働災害の防止の取組

- 運転者を雇用する事業者は、労働基準法及び「**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**」（以下、改善基準告示）という）に基づいた適正な労働時間・休憩・拘束時間・休息期間、走行管理をしなければなりません。

(交通災害防止)

(荷役災害防止)



また、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」及び「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」を遵守しましょう。

- 荷主の皆様は、運転者の過労運転を防止するため、改善基準告示等を遵守した運行に支障が生じないよう、荷物の発注等において配慮してください。
- 運転者を雇用する事業者及び荷主・配送先・元請事業者のいずれも、作業者が安全に荷の積卸し作業に従事できるよう協力してください。



(悪い事例とその改善方法)

## ⑩ 健康診断の実施、医師等との面接指導等による労働者の健康確保

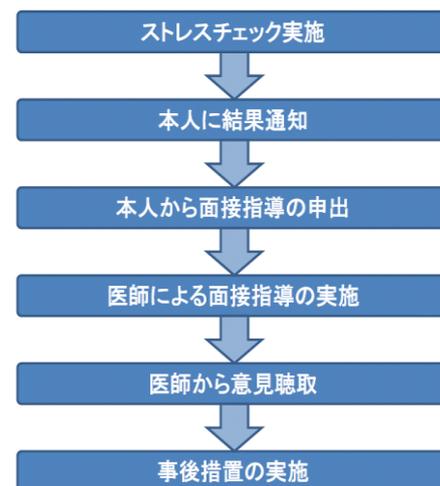
- 事業者は、雇入れ時及び年1回の定期健康診断を実施しなければなりません。
- 健康診断の結果、異常の所見があれば、当該労働者の健康を保持するための措置について、事業者は医師から意見を聴かなければなりません。また、特に健康保持のため必要がある労働者に対し、医師または保健師による保健指導を行うよう努めてください。
- 時間外労働と休日労働の合計が月80時間を超えた労働者について、(ア) 当該労働者にこのことを通知し、(イ) 当該労働者から申出があれば、事業者は当該労働者に対し、遅滞なく医師による面接指導を行わなければなりません。(ウ) また、事業者は、月80時間を超えた労働者の氏名及び労働時間数(該当者がいない場合はその旨)を産業医(※)に提供する必要があります。 ※ 50人以上の事業場では、産業医を選任する義務があります。

## ⑪ **メンタルヘルス対策**の取組と「**ストレスチェック**」の実施 ～ 50人未満の事業場も「ストレスチェック」の実施が義務化(予定)～



- 職業生活等において強い不安、ストレスを感じる労働者は増加傾向にありますので、メンタルヘルス対策が大切です。
- メンタルヘルス対策では、一次予防(メンタルヘルス不調の未然防止)、二次予防(メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療)、三次予防(メンタルヘルス不調者の職場復帰支援)を総合的に進める必要があります。このうち、ストレスチェックの目的は、メンタルヘルス対策の一次予防に当たります。
- ストレスチェックでは、高ストレス者は医師の面接指導を受けることができますが、労働者に対する不利益な取扱いは禁止されています。
- ストレスチェックでは、集団分析を実施しましょう。

### ストレスチェックから事後措置までの流れ



## ⑫ 化学物質のリスクアセスメントの実施

～ 製造業に限らず、建設業や小売業、飲食店、清掃、介護・医療なども対象です ～



- **リスクアセスメント**とは、化学物質が持つリスク（危険性）や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じる恐れの程度を見積もり、リスクの低減措置を検討し、実施することによりリスクを低減させることをいいます。
- 化学物質製品が届いたら、化学物質の詳しい情報が記載された「**安全データシート**」（SDS）を入手・確認し、従事労働者に対し危険有害性に関する情報を周知してください。
- リスクアセスメント対象物質（SDS交付義務のある物質）の製造及び取扱い事業場では、「**化学物質管理者**」を選任する必要があります。



## ⑬ 技能実習生等の外国人労働者に対する労働災害防止の取組

- 技能実習生等の外国人労働者に対しても日本人労働者と同様に、安全衛生教育や健康診断の実施を始め、労働災害の防止に取り組む必要があります。厚生労働省では、外国語による教育用教材を用意していますので活用してください。



## ⑭ 「労災かくし」は犯罪です！

- 労働災害が発生した場合は、管轄労働基準監督署に対し「**労働者死傷病報告**」を提出しなければなりません。特に、休業4日以上<sup>※</sup>の労働災害の場合は、遅滞なく、提出してください。また、事実と異なる内容を記載することは許されませんので、正しく記載してください。
- 労働災害を原因とするケガの治療には、労災保険を使用しましょう。



## ⑮ 「デジタル化（オンラインによる電子申請）」の取組

- 令和7年1月1日から、労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告、ストレスチェック結果報告、安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告などの手続きについて、原則として電子申請によることが義務付けられました。
- サイト「**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス**」を活用すれば、直接電子申請が可能です。



(奈良労働局)

## ⑯ 安全衛生活動に役立つ資料を提供しております！

- 奈良労働局では、安全衛生活動を行う上で大切な安全衛生管理体制に関し、「**安全衛生ハンドブック**」を提供していますので、ホームページよりダウンロードして活用してください。
- 「**奈良産業保健総合支援センター（奈良さんぽ）**」では、産業保健（労働衛生）関係を中心に、役に立つ情報（各種資料、支援事業、助成金など）を提供していますので活用してください。



(奈良さんぽ)

